

「人種差別撤廃条約」政府報告書についての意見

外務省人権人道課 御中

標記について、社団法人自由人権協会（JCLU）は下記のとおり意見を述べます。

2006年（平成18年）2月28日

東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306
〒105-0002 電話03-3437-5466
e-mail:jclu@jclu.org

社団法人自由人権協会（JCLU）

代表理事 弘中惇一郎

同 紙谷雅子

同 田中宏

同 庭山正一郎

記

1. 意見および条約該当条項

条約第2条第1項（d）は締約国に、必要とされるときは立法も含めて全ての適当な方法によりいかなる個人、団体による人種差別も禁止、終了させることを義務づけている。同じく条約第4条（c）は国や地方公共団体が人種差別を助長、扇動することを認めないことを、条約第5条（d）、（e）、（f）は全ての者が市民的・社会的権利や公衆むけサービスを利用する権利を人種差別を受けることなく享有することを保障することを、それぞれ義務づけている。

そして、日本政府が提出した第1回および第2回定期報告書を審議した人種差別撤廃委員会は、2001年3月20日採択の最終所見（CERD/C/58/Misc.17/Rev.3）において、これらの条項の実施のために、「人種差別を非合法化する特定の法律を制定すること」や「人種差別の処罰化」を日本政府に求めている（10項、12項。訳文は外務省仮訳による）。

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。

これに対し日本政府は、人種差別禁止法等の立法措置が必要であるとは考えていない、私人による差別について不法行為が成立する場合は損害賠償責任が発生する等の理由で立法はおこなわない態度を表明し（「日本政府の意見の提出」、その後も現在に至るまで何らの立法措置も講じていない。

しかし、日本政府の対応は、以下のとおり明らかにその根拠を欠くものである。

まず、都道府県知事などによる外国人に対する憎悪と偏見を煽る差別発言、あるいは私人間の入店拒否のような人種差別実行行為やインターネットにおける被差別部落出身者や外国人に対する憎悪と偏見に満ちた攻撃などは、その後も跡を絶たず、人種差別が放置されているという実態が存する。

つぎに、司法による救済も、小樽温泉入浴拒否事件における小樽市への請求棄却判決（札幌地方裁判所2002年11月11日判決、判例時報1806号84頁、札幌高等裁判所2004年9月16日判決、公刊物未登載）や東京都公務員である在日韓国人の管理職試験受験拒否を合法とした最高裁判所判決（2005年1月26日、判例時報1885号3頁）等に見られるように、人種差別撤廃のため実効ある救済措置になるとは到底いえない状況にある。

したがって、JCLUは、人種差別撤廃のために、日本政府が人種差別撤廃条約上の義務と人種差別撤廃委員会の勧告に従って速やかに人種差別撤廃のための特別法を立法し実施することが必要であると信じる。

JCLUは、本年2月1日、「JCLU人種差別撤廃法要綱」とその解説を公表し、外国人差別を含む人種差別の撤廃のために必要な立法措置のあるべき一つのモデルを提案した。これは、部落差別撤廃のための立法と並んで、人種差別撤廃条約と人種差別撤廃委員会の要請にこたえ、日本における人種差別の禁止、撤廃に向けて日本政府がとるべき措置を具体的に示すものとして、政府において是非真剣に検討することを求めるものである。

2. 関連データ・根拠等

前項の文章中に掲げたもののほか、「JCLU人種差別撤廃法要綱」は本メールに添付する。

以上